

福山市告示第 397 号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達します。

送達すべき書類は、福山市長が保管しており、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

ついては、地方税法第20条の2第2項及び福山市税条例（昭和41年条例第89号）第6条の規定により告示します。

2026年（令和8年）10月6日

福山市長 枝 広 直 幹

（企画財政局税務部納税課）

1 送達を受けるべき者

名 前 紺野 蓮太

2 送達する書類

差押調書（謄本）（2026年（令和8年）9月14日付け）